

大川市子育て応援タクシー利用料金助成事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、自家用車の運転が困難な妊婦又は子どもの保護者等に対し、妊娠、出産及び育児に係る身体的及び経済的負担を軽減するため、タクシーを利用する際の料金の一部を助成することにより、子育てしやすい環境の整備を図るとともに、もって本市の少子化対策・移住定住に資することを目的とする。

（対象者）

第2条 この事業の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の住民基本台帳に登録されており、かつ市税の滞納がない者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1） 妊産婦（母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条に規定する妊娠の届出をした日から出産予定日（申請をする日が出産後の場合は出産日）の属する月の3か月後の末日に達するまでの者をいう。）

（2） 自動車運転免許証の交付を受けていない者又は自動車を所有していない者で、かつ以下のいずれかに該当する子どもの保護者

ア 未就学児

イ 次に掲げる手帳等のいずれかを所持している満18歳到達後最初の3月31日までの間にある子ども

（ア） 身体障害者手帳3級から6級、療育手帳の障害の程度が「B」又は精神障害者保健福祉手帳2級から3級

（イ） 指定難病特定医療費受給者証

（ウ） 通所受給者証

（申請）

第3条 この事業による助成を受けようとする者は、大川市子育て応援タクシー利用券交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 母子健康手帳の写し（出産予定日がわかる部分）若しくは前条第2号イに該当することがわかる手帳又は受給者証の写し（前条第2号アを除く。）

（2） 本人確認書類

（3） 代理人が申請する場合は、委任状及び代理人の本人確認書類

2 前条第2号により申請する場合にあっては、一つの世帯につき申請できる保護者の数は、当該世帯における対象の子どもの数を上限とする。

（電子計算機を用いた申請）

第4条 前条の規定にかかわらず、この事業による助成を受けようとする者は、電気通信回線を通じた電子計算機を用いて必要事項を入力することで申請を行うことができる。この場合において、申請に必要な入力情報は別に定めるものとし、電子署名等にて確認できない前条に掲げる添付書類は画像ファイルとして電気通信回線を通じて提出しなければならない。

（利用券の交付）

第5条 市長は、前2条による申請があったときは、その内容を審査し、第2条の対象者に該当すると認めたときは、対象者に対し大川市子育て応援タクシー利用料金助成決定通知書（様式第2号）を送付するとともに、大川市子育て応援タクシー利用券（様式第3号。以下「利用券」という。）を交付する。

2 前項による利用券の交付は、対象者の区分に応じ、次の各号に掲げる枚数とする。

（1） 妊産婦 月4枚とし、別表に定める枚数を一括交付する。

（2） 第2条第2号に該当する者 月4枚とし、申請の日の属する月から当該年度末までの月数を乗じた枚数を一括交付する。

3 利用券の交付は、妊産婦においては1回の妊娠につき1回、その他の対象者においては年度内に1回限りとする。

4 紛失・破損等による利用券の再交付は行わないものとする。

（助成額等）

第6条 前条の利用券による助成額は、1枚につき500円とし、1回の乗車につき何枚使用してもよいものとする。ただし、利用券はタクシー利用料金を超えない範囲で使用するものとし、タクシー利用料金と助成額との差額は対象者の負担とする。

（利用券の利用）

第7条 利用券の利用は、利用券の交付を受けた者（以下「利用者」という。）の乗車時に限るものとする。ただし、第2条第2号に該当する子どもの保護者である利用者は、当該子どもと一緒に乗車する場合に限り利用できるものとする。

2 この事業により利用できるタクシーは、市長と契約した一般乗用旅客自動車運送事業者タクシー（以下「協力機関」という。）とする。

（利用券の有効期限）

第 8 条 利用券の有効期限は、その利用券に記載した日までとする。

（支払の方法）

第 9 条 市長は、利用券の利用により助成する額を協力機関との間に締結する契約書に基づいて支払うものとする。

（資格喪失等の届出）

第 10 条 対象者が次の各号の一に該当するに至った場合は、対象者は、資格喪失等の届出をし、未使用の利用券を返還しなければならない。

（1） 転出

（2） 障害程度の変更等により受給資格がなくなったとき

（3） 死亡

（不正使用の禁止）

第 11 条 対象者は、利用券を有効期限後に使用し、又は他人に譲渡し、若しくは担保に供してはならない。

（利用券及び助成額の返還）

第 12 条 市長は、対象者がこの要綱に違反したとき又は不正な手段により利用券の交付を受けていると認めたときは、その利用券の返還を命じるとともに助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づきなされた決定により交付された利用券については、当該有効期限が到達するまでの間、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第 5 条関係）

申請日		交付月数
出産日以前に申請する場合		4 月分
出産後 3 か月以内に 申請する場合	出産日の属する月に申請する場合	4 月分
	産後 1 月目が属する月に申請する場合	3 月分

	産後 2 月目が属する月に申請する場合	2 月分
	産後 3 月目が属する月に申請する場合	1 月分